

じそう訴訟のご報告

○事案の概要

市川児童相談所に採用された飯島さんが、市川児童相談所での過酷な勤務に起因してうつ病を再発・増悪したとして、千葉県に対し、休憩時間と仮眠時間中の未払残業代の請求、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求として約1200万円の支払を求める訴訟

○訴訟の経過

- 2019年4月1日：飯島さんが一時保護課に配属
- 2021年11月30日：飯島さんが退職
- 2022年7月21日：飯島さんが千葉県を相手取り、未払い賃金や慰謝料など約1200万円の支払いを求めて千葉地裁に提訴。
- 2025年1月29日：証人尋問・本人尋問を実施
 - 当時の一時保護課長、当時の職員の証人尋問
 - 飯島さんの本人尋問
- 2025年3月26日：千葉地裁判決。県に計約50万円の支払いを命じる
- 同日：千葉県が即日控訴
- 2025年10月3日：千葉県弁護士会が「児童相談所職員の労働環境を改善し、保護された児童の権利・自由を守るよう求める要請書」を発表。千葉県知事等に送付
- 2025年10月9日：東京高裁第1回期日。同日結審
- 2025年12月18日14時～東京高裁822号法廷:判決（予定）

○主な争点と裁判所の判断

争点1：休憩時間及び仮眠時間が労働時間に該当するか

原告の主張:労働から解放されておらず、これらの時間も労働時間に該当する

千葉地裁の判断:

- 飯島さんは所定の休憩をとることができず、業務を行わざるを得なかった（所属長も黙認していた）と認定
- 仮眠時間についても、突発的な事態が生じた場合に対応することが指示され、実際に対応を行うことがあったのであり、労働からの解放が保障されていたとは認められない
- 仮眠時間中は児童の居室またはその前の廊下で待機するよう指示され、見回りや緊急対応が求められていたと認定
- 休憩時間及び仮眠時間も労働時間に該当すると認定
- 休憩時間及び仮眠時間の未払賃金として千葉県に約17万円の支払いを命じた

争点2：千葉県に安全配慮義務違反が認められるか

原告の主張：千葉県は、飯島さんの心身の健康に配慮して適切な人材配置・業務分担を行うべきところ、それが実施されず、飯島さんの健康が害された

千葉地裁の判断：

- 飯島さんが千葉県に任用される前からうつ病に罹患し、通院していたこと、任用前後でうつ病に対する薬の服用量や頻度は変わらないことから、任用後にうつ病が再発又は増悪したとはいえない
- もっとも、精神的損害には、児童の支えとなる仕事をしたいと志し、勤務を開始したのに、研修制度の不備、人員の慢性的な不足に起因する長時間労働、業務に起因するストレス等により退職を余儀なくされたこと自体による精神的苦痛を含むものと解する余地がある
- 市川児相では慢性的な人手不足があり、職員が必要な休息を取れない状況であったと認定
- 繁忙を理由として新任職員への実践的な研修がなく、新任の職員に対する研修や指導の在り方としては総じて不足していたと指摘
- さらに、市川児相が組織として職員の勤務状況の改善について具体的な措置をとったとも認められず、職員の心身の健康を損なうおそれがあるとして、県の安全配慮義務違反を認めた
- 研修や指導の不備、人員の慢性的な不足に起因し求刑や仮眠ができない実情、勤務期間等から、30万円の慰謝料を認定

以上